

公益社団法人日本コンクリート工学会
コンクリート診断士講習受講料、試験受験料、登録料
及び研修受講料等に関する内規

平成11年10月2日 制定
平成25年12月26日 改正
令和元年6月17日 改正
令和5年3月29日 改正
令和6年8月26日 改正
令和7年12月23日 改正

(目的)

第1条 コンクリート診断士(以下「診断士」という。)講習の受講料、診断士試験の受験料、診断士の登録料及び診断士研修の受講料等の金額については、この内規の定めるところによる。

(申込種別)

第2条 次の各号を申し込む場合は、申込種別を会員及び一般に区分する。

- (1) 講習受講料
- (2) 受験料
- (3) 登録料
- (4) 発行手数料
- (5) 研修受講料

2. 前項の会員とは、本学会の定款第5条第1項第1号及び第3号に定める会員の資格を有している者をいう。
3. 第1項の一般とは、前項で定める会員以外の者をいう。

(講習受講料)

第3条 講習受講料は、テキスト代を含み、会員及び一般ともに 24,750 円(消費税込、以下同じ。)とする。

(受験料)

第4条 受験料は、会員及び一般の区分に応じて、次のとおりとする。

会員	15,400 円
一般	16,170 円

(登録料)

第5条 登録料は、新規登録料、更新登録料及び再登録料に区分し、いずれも登録証の発行手数料を含む。

2. 新規登録料は、会員及び一般の区分に応じて、次のとおりとする。

会員	8,800 円
一般	9,900 円

3. 更新登録料及び再登録料は、会員及び一般ともに 8,800 円とする。

(発行手数料)

第6条 登録証及び登録者証（カード）の再発行手数料は、会員及び一般ともに次のとおりとする。

(1) 登録証	1 通につき 2,200 円
(2) 登録者証（カード）	1 通につき 2,200 円
(3) 英文登録証明書	1 通につき 2,200 円

(研修受講料)

第7条 研修受講料は、会員及び一般ともに 9,900 円とする。

(所管と改廃)

第8条 この内規は、総務財務委員会が所管し、その改廃は理事会が決定する。

附 則

1. この内規は、平成11年10月2日から実施する。
2. この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。
3. この内規の改正は、令和元年10月1日に消費税引き上げが施行された場合に効力を有し、令和元年10月1日から施行する。
4. 第4条（受験料）を改正し、令和5年10月1日から施行する。
5. 第2条（受験願書類）を削除し、新たに第2条（申込種別）を新設するとともに、第4条（受験料）及び第5条（登録料）を改正し、令和7年4月1日から施行する。
6. 第3条（講習受講料）、第5条（登録料）、第6条（発行手数料）及び第7条（研修受講料）を改正し、令和8年4月1日から施行する。